

第12次労働災害防止計画（最終年度）

川崎北労働基準監督署管内における

労働災害が増加しています



誰もが安心して健康に働くことができる
社会を実現するために

第12次労働災害防止推進計画 実施中！
神奈川県労働局・川崎北労働基準監督署

日頃から労働災害防止に積極的にお取り組みいただき、また、労働基準行政における労働災害防止対策の推進について、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、神奈川県労働局では第12次労働災害防止推進計画（以下12次防と表記）（平成25年度～29年度）に基づき神奈川県内の労働災害（死亡・休業）を、平成24年を基準年とし、平成29年度までに15%減少させることを目標として、各種施策を展開しています。

当署における12次防期間中の労働災害による死傷者数（休業4日以上）は、平成25年から27年までは目標数値を未達成ながら平成24年の数値を下回る数で推移してきましたが、平成28年については、基準年を大きく上回り増加する結果となりました。平成28年の死傷者数（休業4日以上）のうち、建設業（88人）、小売業（80人）、社会福祉施設（58人）、飲食店（43人）の4つの業種を合わせると、全体の半数以上（54%）を占める状況であります。また、三次産業においては、年々災害増加の傾向を示していることもあり、12次防の目標を達成するためには、今後相当の努力をしなければ極めて困難な状況にあります。

このような状況を踏まえ、当署では労働災害の増加に歯止めをかけ、労働者が安全で安心して働ける環境の整備を図るため、各事業者および安全衛生担当者の皆様へ安全衛生自主管理活動の取組推進を中心とした各種施策の御協力をお願いいたします。

●川崎北署管内における労働災害発生状況の推移（休業4日以上労働者死傷病報告数）

| | 平成24年 (基準年) | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 |
|------------|----------------|---------|---------|---------|---------|
| 製造業 | 50 (1) | 45 (0) | 41 (1) | 35 (0) | 33 (0) |
| 建設業 | 77 (0) | 94 (1) | 101 (4) | 76 (2) | 88 (1) |
| 運輸交通・貨物取扱業 | 86 (0) | 51 (0) | 56 (0) | 49 (0) | 56 (0) |
| その他業種 | 271 (1) | 289 (1) | 279 (3) | 314 (1) | 314 (2) |
| 合計 | 484 (2) | 479 (2) | 477 (8) | 474 (3) | 491 (3) |

※（ ）内は死亡災害件数（内数） ※基準年の数値を上回るものは赤字で表記



あんぜんプロジェクトは、労働災害のない日本を目指して、働く方の安全に一生懸命に取り組み、「働く人」、「企業」、「家族」が元気になる職場を創るプロジェクトです。

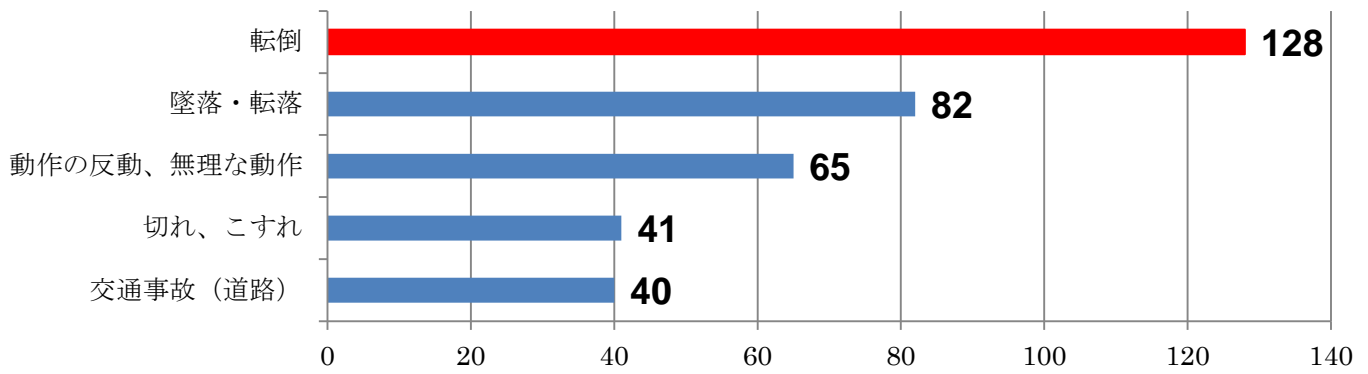
働く人を守るあんぜんプロジェクトへのご参加をお待ちしています

厚生労働省では「見える」安全活動コンクールを実施中です。

詳しくは厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>) を確認ください。

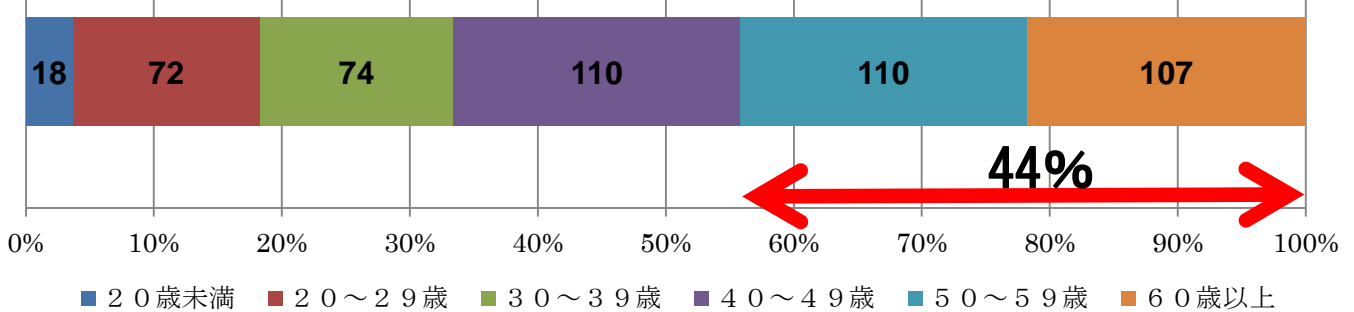
●川崎北署管内における平成28年労働災害発生状況(休業4日以上労働者死傷病報告数)

川崎北署管内における事故の型別災害発生状況(平成28年ワースト5)



事故の型別で見ると上記の5つの型で全体の7割を占める状況にあります。特に「転倒」に関しては26%を占め、業種を問わず発生しており年々増加しています。ほか「墜落・転落」に関しては建設業で多くみられ、足場や躯体高所での作業中や梯子や脚立などの比較的低い箇所での作業中でも発生しており、高さを問わず発生しています。「動作の反動、無理な動作」に関しては主に「腰痛」が該当し、業種・年齢を問わず重量物の取扱い時に多く発生しています。

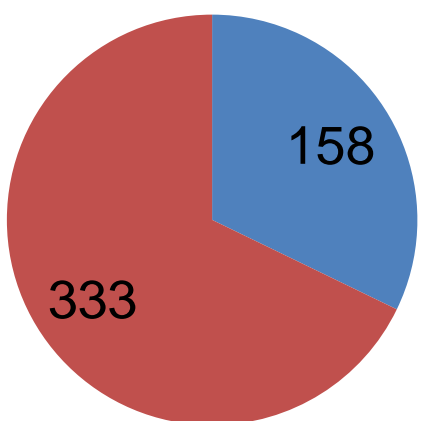
川崎北署管内における年齢別災害発生状況(平成28年)



年齢別で災害発生状況を見ると、50歳以上の労働者における災害が44%と5割近く発生しており、年々増加している傾向にあります。

また、パートタイム労働者などを含めた業務経験が浅い労働者(経験1年以下)の割合も32%と3割を超える状況にあり、雇入れ時教育をはじめとする労働者の生涯を通じた安全衛生教育の必要性が強く求められています。

川崎北署管内における経験年数別災害発生状況(平成28年)



年齢や経験、業種を問わず職場内にはリスクが潜んでいます



そこで👉安全衛生自主管理活動の取組推進!!!

川崎北署管内では労働災害が増加しています。そこで、災害が多発傾向にある建設業、第三次産業（小売業、社会福祉施設、飲食業）を中心に他業種も含め、各事業場の事業者および安全衛生担当者の皆さんに、安全衛生自主管理活動（リスクアセスメント、安全の見える化など）と安全衛生教育の積極的な実施にご協力をお願いいたします。

ターゲット（危険要因）を絞って、今すぐアプローチ（災害防止）!!

▼▼▼▼▼▼▼▼▼▼川崎北労働基準監督署からのお願い▼▼▼▼▼▼▼▼▼▼

- 👉各事業場における安全衛生管理体制を整備しましょう！
- 👉雇入れ時教育や作業内容変更時の安全衛生教育等を確実に実施しましょう！
- 👉リスクアセスメントをはじめとする自主的な安全衛生活動（ヒヤリハット、危険予知活動など）を実施しましょう！
- 👉「ラベルでアクション！」運動により、関係労働者に対して化学物質の絵表示やSDSに関する教育を行い、化学物質のリスクアセスメントを実施しましょう！
- 👉転倒災害に対しては「STOP！転倒災害プロジェクト」を取り組みましょう！
- 👉5S（4S+1）活動（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）を積極的に展開しましょう！
- 👉墜落・転落災害に対しては、高所作業を行う際の墜落防止対策が適切に行われているか確認しましょう！
- 👉動作の反動・無理な動作（主に腰痛）に対しては、「職場における腰痛予防対策指針」を確認しましょう！
- 👉交通事故に対しては「交通労働災害防止のためのガイドライン」を確認しましょう！

👉安全衛生教育不足により発生する災害の大きな要因は「無知」「無視」「過信」の3つです。
これらに対応した安全衛生教育を実施しましょう!!

- 『無知』
法律や社内規定、作業方法などのルールを知らない。また、理解していない。
- 『無視』
定められたルールの存在は知っているものの、作業がやりにくくなるので守らない。
- 『過信』
「自分に限っては大丈夫」と考え、ルールを守らない。

安全衛生管理活動を徹底して
本質安全化に努めましょう!!

危険有害要因の低減対策例



危険への安全囲い等の取り付け



機械設備の定期点検の実施



整理整頓



教育



階段への手すり取り付け



墜落防止措置の実施



専門家による安全診断



健康診断とその事後措置



メンタルヘルス対策



過重労働健康障害防止



腰痛防止体操の実施



作業改善の実施

重点対策の目標設定

川崎北労働基準監督署における 第12次労働災害防止推進計画期間中の労働災害発生状況

| | 業種 | 種別 | 平成 | 平成 | 平成 | 平成 | 平成 | 平成 | 平成 |
|--------------|--------------------|--|--------------|--------------|--------------|--------------|-------------|--------------|-------------|
| | | | 24年 (基準年) | 25年 (実績) | 26年 (実績) | 27年 (実績) | 28年 (目標) | 28年 (実績) | 29年 (目標) |
| 災害減少 | 全業種 (死傷15%以上) | 死傷 | 484 | 479 (未達成) | 477 (未達成) | 474 (未達成) | 424 | 491 (未達成) | 411 |
| | 小売業 (20%以上) | 死傷 | 80 | 71 (達成) | 82 (未達成) | 79 (未達成) | 67 | 80 (未達成) | 64 |
| | 社会福祉施設 (10%以上) | 死傷 | 64 | 72 (未達成) | 40 (達成) | 63 (未達成) | 58 | 58 (達成) | 57 |
| | 陸上貨物運送業 (10%以上) | 死傷 | 48 | 33 (達成) | 30 (達成) | 29 (達成) | 44 | 38 (達成) | 43 |
| | 建設業 (死傷15%以上) | 死亡 | 0 | 2(未達成) | 4(未達成) | 2(未達成) | 0 | 1(未達成) | 0 |
| | | 死傷 | 77 | 94 (未達成) | 101 (未達成) | 76 (未達成) | 67 | 88 (未達成) | 65 |
| | 製造業 (死傷15%以上) | 死亡 | 1 | 0(達成) | 1(未達成) | 0(達成) | 0 | 0(達成) | 0 |
| 死傷 | | 50 | 45 (達成) | 41 (達成) | 35 (達成) | 43 | 33 (達成) | 42 | |
| 健康確保・職業性疾病対策 | メンタルヘルス対策 | 平成29年度末において心の健康づくり計画を策定している事業場数を 250以上 とする | | | | | | | |
| | 過重労働による健康障害防止対策 | 長時間労働の排除と長時間労働者に対する医師による面接指導等の実施を推進する | | | | | | | |
| | 化学物質対策 | 平成29年度末において危険有害性のある化学物質を取り扱う事業場の化学物質に係るリスクアセスメント実施事業場数の割合を 40%以上 とする | | | | | | | |
| | 腰痛予防対策 | 平成24年と比較して平成29年の腰痛による休業4日以上の業務上疾病者数を 10%以上減少 させる | | | | | | | |
| | 熱中症対策 | 平成20年から平成24年までの5年間と比較して、平成25年から平成29年までの5年間の職場での熱中症による休業4日以上の死傷者数を 20%以上減少 させる | | | | | | | |

注1) 「災害減少」の「種別」欄の「死傷」は、「休業4日以上の災害(死亡災害含む)」の略である。